

別表4（第6条関係）「2R及び分別・リサイクル活動優良賞」選定の基準

審査票（※記入不要。京都市が記入します。）

事業所名
------

1 必須項目（不適合項目があれば選定しない。）

項目	項目	適否
(1)	（製造業者、小売業者、飲食業者、催事主催者、ホテル・旅館業者、大学及び集合住宅管理者のみ対象（付表参照） 条例第10条第1項、第11条第1項、第12条第1項、第13条第3項、第14条第3項、第15条第1項及び第16条第1項に規定する2R及び分別の実施義務の取組が行われている。	
(2)	条例第17条第1項の規定による当該年度の報告書兼計画書を期限内に提出している（該当する事業者※1のみ対象）。	
(3)	条例第21条第1項の規定による当該年度の減量計画書を期限内に提出している（事業用大規模建築物※2のみ対象）。	
(4)	条例第22条第1項の規定による廃棄物管理責任者を置き、届け出ている（事業用大規模建築物※2のみ対象）。	
(5)	条例第26条第2項の規定による当該年度の減量計画書を期限内に提出している（特定食品関連事業者※3のみ対象）。	
(6)	前年度と異なる2R及び分別・リサイクルの取組を行っている。	

- ※1…小売業者及び飲食店業者（1店舗の延床面積が500㎡以上の事業者、市内のチェーン店の延床面積の合計が3,000㎡以上の事業者）  
 ・ホテル・旅館業者（1店舗の延床面積が1,000㎡以上の事業者、市内のチェーン店の延床面積の合計が3,000㎡以上の事業者）  
 ・大学（京都市内の全ての大学・短期大学）

※2…事業の用に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上であるもの

※3…事業系廃棄物の排出の量が相当程度多い食品関連事業者で、その店舗その他の事業の用に供する建築物の床面積の合計が3,000㎡以上である事業所を有する事業者

2 評価ポイントと配点（審査員の平均点が70点以上（小数点以下切捨て）であること。）

(1) 2R及び分別・リサイクル優良活動内容※（いずれか一つを採点）

※ 選考年度の前年度の2R及び分別・リサイクル活動の内容を、評価の対象とする。

- ・他の事業所に見られない独自性のある2R及び分別・リサイクルの取組が実施されている。 50点
- ・独自性があるとはいえませんが、先進的な2R及び分別・リサイクルの取組が実施されている。 40点
- ・広く普及している2R及び分別・リサイクルの取組ではあるが、その実施が徹底されている。 30点

(2) その他加点

- ・2R及び分別・リサイクル優良活動により、ごみ量について、総量、原単位等の妥当性のある指標で減量効果が出ている。 20点
- ・(1)で評価した2R及び分別・リサイクル優良活動が、1年以上行われている。 10点
- ・取組の回数や分別の種類が増加など、(1)で評価した2R及び分別・リサイクル優

- 良活動の発展が、具体的に予定されている。 10点
- ・ボランティア清掃などにより、まちの美化につながっている。 10点
  - ・環境学習の講習会、市民への食品ロスの少ない料理法の紹介、2R及び分別・リサイクル活動の視察の受入などにより、積極的に他者にごみ減量を働きかけている  
(2R及び分別・リサイクル活動のインターネット掲載を除く)。 10点
  - ・そのほか、2R及び分別・リサイクル優良活動により、生物多様性や福祉に貢献するなど、ごみ減量以外に優れた効果がある。 一つにつき、10点

## 2 R及び分別の実施義務の取組

取組分野	業種等	条例	取組項目
ものづくり	製造	第10条第1項	環境にやさしい製品への転換促進に関する消費者向けのPRへの協力（乾電池から充電電池へ、蛍光灯からLEDへ など）
販売と購入	小売	第11条第1項第1号	ごみの少ない買物又は資源物の回収を消費者に促進するためのPR
		第11条第1項第3号	レジ袋の要否と必要枚数の確認
食	飲食	第12条第1項	食べ残さない食事を促進するためのPR（小盛メニューの紹介、本市作成のPR媒体の配架、掲示など）
催事（イベント等）	主催者	第13条第3項	イベントにおける資源ごみの分別回収
観光等	ホテル・旅館	第14条第3項	宿泊者が資源ごみを分別排出できる環境の提供。 又は、従業員が分別する場合は、宿泊者に対して分別の必要性を周知。
大学・共同住宅等	大学	第15条第1項	学生へのごみ減量方法・分別ルールの周知・啓発
	集合住宅管理者	第16条第1項	居住者へのごみ減量方法・分別ルールの周知・啓発